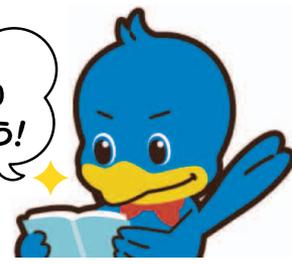


# 2024年から始まる、 「新NISA」。

今から  
しっかり  
備えよう!



2024年1月から、大幅な制度改正を経てスタートする「新NISA」。

「これまでのNISAと何が違うの?」「今までと比べて使いやすい制度になるの?」—— 様々な疑問を持たれている方も多いのではないのでしょうか。

NISA制度をすでに利用されている方も、新NISAのスタートをきっかけにこれから始めてみようと考えている方も、将来に向けた資産形成の第一歩としての「NISA制度」について、どのように変化するのかチェックしてみましょう。

## ◆ 制度概要

	現行のNISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限 <b>POINT 1</b>	
年間投資上限額	40万円	120万円	合計360万円 <b>POINT 2</b>	
			120万円	240万円
非課税保有限度額 (累計の投資上限額)	800万円	600万円	1,800万円 <b>POINT 3</b> (成長投資枠はうち1,200万円まで)	
口座開設期間	2023年まで		恒久化 <b>POINT 4</b>	
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の 投資信託	投資信託・上場株式等	長期の積立・分散投資 に適した一定の 投資信託 <sup>(※1)</sup>	投資信託・上場株式等 <sup>(※2)</sup>
売却した場合の 取扱い	年間投資上限額・非課税保有限度額ともに、 再利用は不可		年間投資上限額の再利用は不可だが、 非課税保有限度額の再利用が可能	
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		その年の1月1日において18歳以上	
購入方法	積立	積立・一括	積立	積立・一括
制度の併用	不可		可能 <b>POINT 5</b>	

※1 「つみたて投資枠」の取扱商品は、現行の「つみたてNISA」の取扱商品を引継ぎます。

※2 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外。

## 「新NISA」制度、チェックしたいポイントはココ!

### POINT 1 非課税保有期間が無期限に!

現行のNISA制度では、つみたてNISAで20年、一般NISAで5年と非課税保有期間が限られていましたが、新NISA制度では非課税保有期間が無期限になります。

### POINT 2 年間投資上限額が拡大!

新NISA制度では、年間投資上限額が「つみたて投資枠」で120万円、「成長投資枠」で240万円、合計で360万円に拡大します。

### POINT 3 非課税保有限度額が拡大!

非課税保有限度額(累計の投資上限額)が、全体で1,800万円に拡大します(成長投資枠は、うち1,200万円まで)。また、売却した場合は翌年以降、その商品の取得価額(簿価)分の再利用が可能になります。

### POINT 4 新NISAでは、制度が恒久化します!

現行のNISA制度は、口座開設期間に定めがある期間限定の制度でしたが、新NISAでは制度が恒久化します。

※ジュニアNISAを利用した新規投資は、2023年末をもって終了します。

### POINT 5 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能に!

現行のNISA制度では「つみたてNISA」と「一般NISA」の併用は認められていませんが、新NISA制度では同一年に「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を併用することができます。

詳しくは  
「ろうきんNISAスペシャルサイト」を、  
チェック!



# 2023年からスタートしよう。ろうきんNISA!

2023年にNISA口座を開くと、  
2023年分の非課税メリットを受けられることに加え  
2024年からの新NISAの非課税枠が別枠で設定されます!

**Q** すでにNISA口座を持っている人も、「新NISA」を始める手続きが必要なの?

**A** 2023年末までに「つみたてNISA」または「一般NISA」の口座を開設していれば、手続き不要で「新NISA」口座が自動開設されます。

**Q** 2023年までにNISA口座で保有している資産はどうなるの?

**A** 2023年末まで「つみたてNISA」と「一般NISA」で保有している資産を売却する必要はありません。新規買付はできませんが、非課税保有期間が終了するまでは引続き運用が可能です(※)。  
※ 非課税保有期間終了後であっても、新NISA制度の口座へ資産の移管(ロールオーバー)することはできません。



NISAの申込みは店頭または「ろうきんダイレクト」から!

詳しくは   で検索!

## 投資信託についてのご注意

### 【投資信託のリスク】

● 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額は変動します。よって元本および収益金が保証されておりません。

### 【投資信託に関する諸費用】

● 投資信託は、申込時に「購入時手数料」や換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」がかかるものがあります。また、運用期間中は「信託報酬」および「その他の費用(監査報酬等)」などが掛かります。(つみたてNISAの対象ファンドは購入時の手数料がかからない(ノーロード)ファンドです。ただし、これら費用は各ファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができません。必ず各ファンドの目論見書等でご確認ください。また、当該手数料等の合計額についても、ファンドによって、またファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 【その他の重要事項】

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
- 投資信託の取扱いは当金庫が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託をご購入の際には「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は、当金庫の投資信託取扱店舗にご用意しております。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。

## 「ろうきん」の全国ネットワークお問合わせ一覧

金庫名	TEL	登録金融機関番号
北海道労働金庫	0120-510-926	北海道財務局長(登金)第38号
東北労働金庫	0120-1919-62	東北財務局長(登金)第68号 (青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島)
中央労働金庫	0120-86-6956	関東財務局長(登金)第259号 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
新潟県労働金庫	0120-191-880	関東財務局長(登金)第267号
長野県労働金庫	0120-606-150	関東財務局長(登金)第268号
静岡県労働金庫	0120-609-123	東海財務局長(登金)第72号
北陸労働金庫	0120-3939-41	北陸財務局長(登金)第36号 (富山・石川・福井)

## 最寄りのろうきんはコチラで検索

金庫名	TEL	登録金融機関番号
東海労働金庫	0120-226-616	東海財務局長(登金)第70号 (愛知・岐阜・三重)
近畿労働金庫	0120-191-968	近畿財務局長(登金)第90号 (滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)
中国労働金庫	0120-86-3760	中国財務局長(登金)第53号 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)
四国労働金庫	0120-505-690	四国財務局長(登金)第26号 (徳島・香川・愛媛・高知)
九州労働金庫	0120-796-210	福岡財務支局長(登金)第39号 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
沖縄県労働金庫	0120-602-040	沖縄総合事務局長(登金)第8号

2023年5月1日現在

## 【金庫使用欄】

お問合せ 静岡ろうきん お客様サービスセンター  
TEL: 0120-609-123 (平日 9:00~18:00)